

第6議題 「労働における基本的原則及び権利の戦略目標に関する反復討議」

第6議題は、2008年に採択された「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」のフォローアップ手続きに基づく、労働における基本的原則及び権利（Fundamental Principles and Rights at Work, 以下「FPRW」）の戦略目標に関する反復討議である。FPRWとは、1998年に採択された「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に明記されている通り、結社の自由と団体交渉権、強制労働の廃止、児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の排除を4中核分野とし、対応する8基本条約と、1930年の強制労働条約の2014年の議定書に詳述されている。ILO加盟国は、批准の有無を問わず、基本条約に定められた原則を誠実に尊重、促進、実現する義務を負う。

第6議題の基本資料である報告書『Fundamental principles and rights at work: From challenges to opportunities（労働における基本的原則及び権利：課題から機会へ）』の第1章は、4中核分野の進展と基本条約の批准状況について概観し、FPRWの推進に関連する問題として非公式な経済、農村経済、非標準的な雇用、脆弱性と紛争の状況について触れている。

結社の自由と団体交渉権 発展途上国では、非公式及び農村経済において大部分の労働が引き続き行われ、労働者の組織化能力が大きな課題に直面している。世界金融危機の後、多くの国、特に欧州では、労働市場の規制緩和を伴い多くの場合団体交渉を弱める財政緊縮策が開始された。非標準的な雇用形態の拡大を含む雇用構造の変化もまた、結社の自由と団体交渉に課題をもたらしている。過去20年間、多くの国で労働組合の会員数が減少している。労使関係における使用者団体の役割低下は、全国的な交渉や産業部門別交渉の低下と企業別交渉の成長が一因と考えられる。

ILOの条約勧告適用専門家委員会（以下「専門家委員会」）は、2012-2016年の間に、結社の自由及び団結権保護条約（第87号）の適用に関して563件（うち18件は満足の意）のコメントを出し、団結権及び団体交渉権条約（第98号）に関しては413件（うち11件は満足の意）を出している。

強制労働の廃止 強制労働、近代の奴隷制、債務労働そして人身取引は、法的には同一ではないが密接に関連しており、すべてが重大な人権侵害に当たる。2012年のILOの推計によると、強制労働の犠牲者は2100万人に達し、そのうちの550万人が児童であった。近年、多くの国々が強制労働と人身取引に関する法律を採択しているが、その施行は労働監督と法執行機関が不十分であるために依然として大きな課題となっている。また、強制労働の形態によっては労働監督の及ぶ範囲外である可能性も高い。

専門家委員会は、2012-2016年の間に、強制労働条約（第29号）の適用に関して670件（うち3件は満足の意）のコメントを出し、強制労働条約（第105号）に関しては498件（うち3件は満足の意）を出している。

児童労働の撤廃 2000年以降、世界の児童労働の約1/3が減少し、最悪の形態の児童労働の約半数が削減されている。しかし、2012年の推計によると今なお1億6800万人が児童労働

働に従事している。児童労働の削減には、児童労働の根本的な原因を扱う首尾一貫した国家政策対応が必要とされ、社会経済の安定の確保が重要である。政策選択とそれに伴う教育と社会保障への投資は、2000 年以降の児童労働の減少に特に関係しているとされる。国際労働基準の批准（特に 182 号条約）も児童労働撤廃への進展と関連していると見られる。

専門家委員会は、2012-2016 年の間に、最低年齢条約（第 138 号）の適用に関して 509 件（うち 19 件は満足の意）のコメントを出し、最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）に関しては 742 件（うち 26 件は満足の意）を出している。

雇用及び職業における差別の排除 過去 20 年間にわたって就業率の男女格差はほとんど変わらず、女性の就業率は男性よりも約 27%低い。世界的に見た男女の賃金格差は 23%と推定されている。男女平等の促進に必要な政策には、法的・制度的枠組みの強化と客観的かつ信頼できる職務評価方法の開発と適用が含まれる。性別以外では、人種、国民的出身、宗教、性的指向、年齢に基づく差別などが労働における差別の例としてあげられている。

専門家委員会は、2012-2016 年の間に、同一報酬条約（第 100 号）の適用に関して 651 件（うち 2 件は満足の意）のコメントを出し、差別待遇（雇用及び職業）条約（第 111 号）に関しては 727 件（うち 3 件は満足の意）を出している。

基本条約の批准 2017 年 2 月 15 日現在、ILO の 8 基本条約の批准数は 1367、強制労働条約の議定書の批准数は 11 となっている。1995 年に ILO によって設定された批准キャンペーンの目標達成には、さらに 129 の批准が必要とされている。182 号条約は最も批准された条約であり、29 号条約がそれに続いている。87 号、98 号条約は最も批准が遅れ、世界人口のおよそ半分はこれらの条約の一方または両方が未批准の国に住んでいる。

第 2 章は、FPRW の推進における加盟国政労使の活動例と、2012 年に理事会が採択した FPRW の行動計画の枠組みにおける事務局の行動を要約している。新しい政策や法整備によって多くの国々で労使団体の発展が可能になったこと、強制労働に取り組む新しい法律や政策を改訂または導入した国が増えていること、児童労働に関しては 2004-14 年の間に 59 カ国が国家レベル及び準国家レベルで立法の枠組みを策定、改訂、または更新したこと、差別排除の分野では、男女の賃金格差の縮小を目指す法整備や性的指向に基づく差別をなくす動きなどが紹介されている。組織化に関しては、労働組合の多様化と、若年労働者、非公式経済における労働者、家事労働者、移民労働者といった十分に代表されていないグループへのアプローチ例などが紹介されている。地域と国際協力に関しては、児童労働世界会議や、ILO と国連グローバルコンパクトが主導する児童労働プラットフォーム、障害者雇用促進を進める ILO のビジネスと障害グローバルネットワークなどが紹介されている。2012-16 年の行動計画については、基本条約の新たな批准や、4 中核分野それぞれについての政策や法律、計画などの新たな採択や改正に関する目標値は概ね達成されている。各種の研究やデータ収集が行われ、統計や知識基盤の強化も進み、加盟国政労使や他の主要な関係者の FPRW に関する能力構築も進んでいる。ILO の他の戦略目標のプログラムや活動に FPRW を主流化し、他の戦略目標との一貫性と相乗効果を高めること、実施能力や政治的意思の欠如、法的不適合性など、基本条約の批准を妨げる課題や障害を克服するための目標

を絞ったアプローチを取ることなどが今後の課題としてあげられる。

第3章は、FPRWの推進を目的とした他の枠組みのイニシアチブとして、国連と持続可能な開発のための2030アジェンダ(以下「2030アジェンダ」)、グローバル及び地域経済機関、そして貿易協定における労働条項について概観している。17の持続可能な開発目標(SDGs)から構成されている2030アジェンダは、ディーセント・ワークの重要性を開発目標8で明確にしているが、一連の他のSDGsとターゲットもFPRWに関連している。加盟国のSDGs達成努力を支援するため、ILOが提案した8.7同盟やグローバル同一賃金同盟と言った新たなグローバル同盟やパートナーシップが開始されている。G20労働雇用大臣宣言においてもFPRWの重要性は繰り返し述べられている。FPRWは、国際金融公社(IFC)、欧州復興開発銀行(EBRD)、アフリカ開発銀行(AfDB)などの国際開発金融機関のセーフガード政策にもしっかりと統合されている。労働条項を伴う貿易協定は近年増加し、現在、貿易額の1/4は労働条項を含む貿易協定の枠内にある。労働条項の多くは1998年のFPRWに関する宣言に言及し、宣言の効果的な施行を確保する手段のひとつとなっている。

第4章は、FPRWの行動強化に関する概観と総会において議論すべき論点を提案している。

一般的な傾向と課題 基本条約の批准は、2012年から2017年2月中旬までに39件あった(その前の過去5年間では20件)が、1995年に設定された批准目標の達成には及ばず、87号と98号条約に重点が置かれるべきである。基本条約の効果的な実施には課題が残り、結社の自由と団体交渉の欠如は依然として重要な課題である。強制労働に関しては、議定書の批准にも着実な進展がみられるが、2018年までの50の批准目標を達成するにはさらに多くのことが求められている。児童労働の削減には重要な進歩がみられたが、2025年までに児童労働を撲滅するというSDGを達成するにはより多くのことを行う必要がある。労働市場における男女格差の緩和には控えめな進展しかみられない。差別に関するデータを概して改善する必要がある。非公式及び農村経済における効果的な労使団体の不在と社会対話の欠如は大きな課題である。FPRWを確実にするには強力かつ効率的な労働監督が鍵となるが、FPRWの重大な侵害は労働監督がほとんど及ばないところで往々にして発生する。FPRWの重要性は、最近の総会における議論や専門家会議で強調されており、これらの議論などから生まれたイニシアチブはFPRWを事務局の仕事に主流化する新たな機会を提供している。

ILOと加盟国政労使による行動 加盟国は、FPRWの実現のために法律の制定と改善を続け、国家行動計画やその他の政策も広く使われている。各国の優先課題と目標を定めるディーセント・ワーク国別計画にFPRWを体系的に組み込むことは不可欠であるが、4中核分野間の優先順位付けには著しい差がある。官民連携やアドボカシー、資源配分、知識とデータの収集と普及においても、FPRWの全分野をバランスよく網羅するアプローチの検討が必要である。

その他のイニシアチブと国際的枠組み 2030アジェンダは、ILOを開発討議の中心に位置づけ、FPRWに関する今後の行動を導くための追加の枠組みを提供している。また、貿易協定における労働条項や国際開発金融機関のセーフガード政策なども新たな連携の機会を提

供している。

総会での討議に提案されている論点

1. FPRW を尊重、促進、実現する上での各国における経験と教訓は何か？ FPRW の効果的な実現を促進し確実にするためには、政労使にさらにどのような努力が必要とされるか？
2. FPRW のための事務局の優先事項は何か？ FPRW に関する ILO の統合戦略のさらなる促進と、8 基本条約及び強制労働条約の議定書のさらなる批准のために事務局と加盟国は何をすべきか？
3. FPRW に関連する国際フォーラムの政策の一貫性の維持と、他の国際主体の政策や戦略への FPRW のよりよい統合をどのように確実にするか？ 国際的枠組みにおける三者構成原則の主流化と、社会的パートナーの能力強化のためにどのような措置を取るべきか？ 新たな同盟をいかに動員できるか？